

いじめ防止基本方針

養父市立建屋小学校

1 学校の方針

本校では、学校教育目標「ふるさとを愛し、自ら学び 未来を切り拓く建屋っ子の育成」のもと、学校・家庭・地域が協働して、「つながりの中で学びの主人公を育てる」教育を推進している。そのためには、全児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する必要がある。

ここに日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

地域の少子化にともなう児童数の減少により、児童の人間関係が固定化しやすい状況にある。一方、小規模特認校として他地域の子どもたちを受け入れることで、児童の多様化が起こっている。そのような背景から、今までとは違ったいじめの発生に備える必要がある。

「いじめは、どの学級にも起こり得るものである」という認識を全教職員が持ち、子どもたちの好ましい人間関係を築かせるとともに、子どもたちのわずかなサインを見逃さず、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。そのために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

（1）いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

いじめとは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている、仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係をさす。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかに見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

このいじめの定義や捉え方を受け、いじめ防止のための基本姿勢として下記の5つのポイントをあげる。

- 「いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得るものである」という認識をもつ。
- 「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高め、「いじめをしない、させない、許さない」土壌をつくる。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの未然防止・早期発見のために様々な手段を講じ、見過ごさず早期解決に努め、当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- 保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

(2) いじめを未然に防止するための取組

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思い合うことができる関係づくりに全校挙げて取り組まなければならない。また、一人一人を大切に授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

一方、保護者、地域・住民に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

○児童に対して

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していく。
- ・周りの子どもたちへの対応

どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高めることが大切である。見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。その上で、いじめを見たらやめさせたり、教職員や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。

○教職員の姿勢

- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- ・いじめを未然防止するために有効な教育活動を検討する。また「いじめ未然防止プログラム」の積極的な活用を進めるとともに情報収集に努める。
- ・児童同士、児童と教職員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
- ・いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、いじめ対応チームを中核とした組織的な情報共有の体制をつくり、実効性の高い取組を進める。
- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さない」という土壌をつくる。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、児童会等の児童自身の手による取組を促す。

○保護者・地域に対して

- ・児童が発する変化のサインを見過ごさず、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・学校の諸活動や児童の様子について、積極的に発信する。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に向けて

- ・「いじめはすべての児童に関係し、すべての学校で起こり得るものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、いじめ対応チーム、生活指導委員会等で気付いたこ

とを共有し、大勢の目で児童を見守る。

- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、いじめ対応チーム、生活指導委員会等で組織的に教育相談活動を行い、悩み等を聞き把握に努める。
- ・アンケート調査については、実施の様式・方法の工夫改善に努め、記入しやすい環境を整えた上で、発達段階を踏まえて実施する。

イ いじめの早期解決に向けて

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教職員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・観衆(傍観者)の立場の児童たちにも、いじているのと同じであることを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力して解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

ウ 保護者・地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携を通常よりも密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ・基本方針について説明や意見交換をする機会を設けることにより、児童、保護者、地域住民と話し合う機会を設け、意見を取り入れるように努める。
- ・幼小の連携と小中一貫教育の推進により、配慮の必要な児童の情報共有を行い、一貫した指導体制を確立する。
- ・学校だけでは困難な事案については、スクールソーシャルワーカー等を活用して専門的、多角的な支援を求め、指導を進める。

(4) 日常の指導体制及び未然防止の年間指導計画

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒(生活)指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定めるとともに、いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修や、法令の趣旨や法令に基づく対応を周知する研修等、年間の指導計画を定め定期的に点検・評価を行い改善に努める。

[別紙 1－1 全体計画](#)・[別紙 1－2 年間指導計画](#)

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

[別紙 2－1](#) [2－2](#) チェックリスト

(5) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

[別紙 3 組織的対応](#)

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で行われる対策

ア 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。

イ 携帯電話、スマートフォン等の校内での使用を禁止する。

(2) 家庭に対して行われる対策

ア 児童の携帯電話、スマートフォン、P C等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。

イ 掲示板等への書き込み等については、保護者への啓発活動を繰り返す行う。

ウ 青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令を踏まえ、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくりなど、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務について周知を図る。

(3) 発生時の対応について

ア 教育委員会・警察・関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。

イ 被害児童・保護者への支援及び加害児童・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

5 重大事態への対応について

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

このような重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- (1) 教育委員会を通じて市長へ事態発生の報告をする。その後、速やかに教育委員会を通じて文部科学省に報告する。また、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 重大事態調査の開始（重大事態調査委員会の初回開始日）が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成に係る情報等について、教育委員会を通じて文部科学省に報告する。
- (3) 調査結果については、教育委員会を通じて市長と文部科学省に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。
- (4) 被害児童について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童の今後について教育委員会と協議する。
- (5) 加害児童について、改善がのぞめず被害児童の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害児童の今後について、教育委員会と協議する。